

広報みしま

4月1日号

- 2 平成28年度三島市の予算
- 9 粗大ごみの有料戸別収集 / 資源ごみ回収報奨金 / 消費者教育推進計画を策定しました
- 10 市の機構の一部が変わりました
- 11 年金生活者等支援臨時福祉給付金 / 後期高齢者医療制度保険料率が改定されます
- 12 健康づくり
- 13 長伏地区がゾーン30に指定 / 住むなら三島移住サポート事業
- 14 スポーツ
- 15 ファミリー・サポート・センターまかせて会員募集 / 保育料の「寡婦(夫)控除のみなし適用」の案内
- 16 くらしの情報
- 18 障がい者差別解消法
- 19 情報ワイド版
- 20 生涯学習
- 22 みんなの伝言板
- 23 佐野美術館へ行こう / 市民招待券
- 24 文化のひろば
- 25 がんばったみしまっ子 / 図書館
- 26 山田川自然の里で自然と触れ合おう / 茶臼山展望台記念イベント
- 27 みしまびとプロジェクト報告
- 28 フォトマイタウン
- 30 春の楽寿園 / 市民招待券
- 31 歴史の小箱 / ふるさと探訪
- 32 女子プロゴルフトัวร์開催 / わたしのおばあちゃん



今回の表紙

東幼稚園の卒園式の様子です。
毎日お弁当を作ってくれたお母さん、休みの日にたくさん遊んでくれたお父さん、お世話になった先生たち。感謝の気持ちを込め、元気いっぱい歌うことができました。

市の機構の一部が変わりました

今後の行政課題と市民ニーズに的確に対応するとともに、行政改革を一層推進し市政運営の効率化を図るため、次のとおり市の機構改革を行いました。

☎行政課 (☎983-2615)

名称を変更します

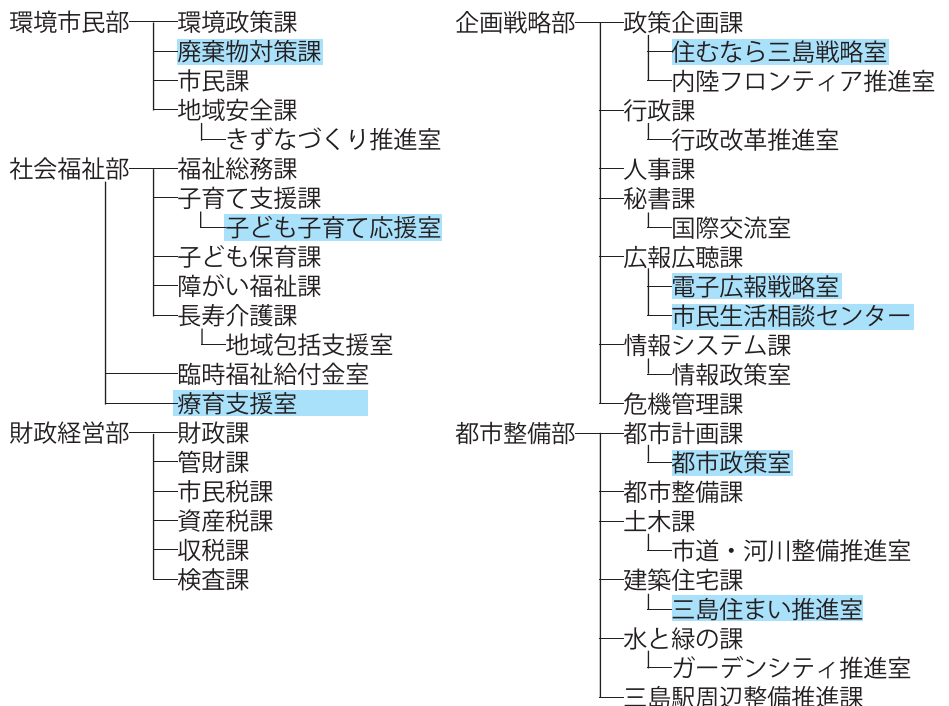
- 環境市民部** 生活環境課を「廃棄物対策課」に
- 社会福祉部** 子育て支援課子育て企画係を「子ども家庭係」に
- 財政経営部** 管財課用地財産係を「公共財産保全係」に
- 企画戦略部** 政策企画課企画・土地政策係を「政策推進係」に、広報広聴課広報係を「みしまプロモーション係」に、電子広報推進室を「電子広報戦略室」に、市民相談室を「市民生活相談センター」に

- 都市整備部** 都市計画課計画係を「歴史・まちづくり係」に
- 公平委員会** 三島市外3組合公平委員会に富士山南東消防組合が加わり、「三島市外4組合公平委員会」に

室・係を新設します

- 社会福祉部** 子育て支援課内に「子ども子育て応援室」を、部内室として「臨時福祉給付金室」を新設
- 財政経営部** 収税課内の滞納市税回収室を廃止、収税課に「収税特別対策係」を新設
- 企画戦略部** 政策企画課戦略まちづくり室と広域連携推進室を統合し

- 「住むなら三島戦略室」を、危機管理課に「消防連携係」を新設
- 都市整備部** 都市計画課内に「都市政策室」を、建築住宅課の市営住宅係を廃止し「三島住まい推進室」を新設
- 消防本部** 富士山南東消防組合の設立に伴い、三島市消防本部を廃止



「一億総活躍社会」の実現に向けて

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を支給します

対象 次のすべてに該当する人▶平成28年度中に65歳以上（昭和27年4月1日以前に生まれた）▶平成27年1月1日（基準日）時点で三島市民である▶平成27年度分の市民税（均等割）が課税されておらず、自身を扶養している人がいる場合は、その扶養者も課税されていない

※ただし、支給決定前に亡くなった人、生活保護制度の被保護者などは対象外

支給額 1人につき3万円

提出書類 ▶年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）申請書※3月下旬に対象と思われる世帯に郵送済みです。郵送されていない場合や紛失した場合は、お問い合わせください。▶添付書類（本人確

認書類の写し、振込先口座確認書類写しなど）※詳しい手続きは、郵送した申請書に同封されている「申請のご案内」をご確認ください。

申込み 6月30日(木)までに返信用封筒で郵送または直接、提出書類を給付金窓口（市役所本館玄関受付前）へ。

臨時受付窓口を開設します

▶5月11日(水)～13日(金)（北上文化プラザ）

▶5月18日(水)～20日(金)（中郷文化プラザ）

▶5月25日(水)～27日(金)（錦田公民館）

※各会場とも午前9時～午後4時

問合せ 申請に関して…給付金窓口（☎975-1515）、本制度に関して…厚生労働省給付金専用ダイヤル（☎0570-037-192）

2年ごとの見直しの時期です

後期高齢者医療制度保険料率が改定されます

後期高齢者医療制度の保険料率は都道府県ごとに決定され、医療費や現役世代との人数のバランスなどを考慮して、2年ごとに見直されます。改定後の保険料額については、8月にご案内します。

$$\text{保険料} = \text{均等割額 (39,500円)} + \text{所得割額 (基礎控除後の総所得金額等)} \times 7.85\%$$

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

収入別保険料額※単身世帯で、年金収入のみの場合（年額）

年金収入額	平成26、27年度保険料	平成28、29年度保険料	上昇額	所得割	均等割
現役並み所得者（383万円）	202,500円	209,600円	7,100円	軽減なし	軽減なし
平均的厚生年金受給者（210万円）	52,300円	53,900円	1,600円	5割軽減	2割軽減
月額15万円（180万円）	29,400円	30,300円	900円	5割軽減	5割軽減
基礎年金受給者（80万円以下）	3,800円	3,900円	100円	なし	9割軽減

※年金収入額が153万円以下の方は、所得割保険料はかかりません。賦課限度額の57万円は変更ありません。

均等割額の軽減対象が拡大

均等割額の5割軽減、2割軽減について、軽減対象が拡大となり軽減判定所得基準額が引き上げられます。（8.5割軽減、9割軽減については軽減判定所得基準額の変更はありません。）

均等割額の軽減対象所得基準額

（世帯主およびすべての被保険者の総所得金額等の合計）

旧（平成27年度まで）	新（平成28年度から）	軽減割合
基礎控除額（33万円）+47万円×世帯内の被保険者数以下	基礎控除額（33万円）+48万円×世帯内の被保険者数以下	2割
基礎控除額（33万円）+26万円×世帯内の被保険者数以下	基礎控除額（33万円）+26万5千円×世帯内の被保険者数以下	5割
基礎控除額（33万円）以下	基礎控除額（33万円）以下 ※変更なし	8.5割
均等割8.5軽減を受ける世帯の被保険者全員が年金収入80万以下で、そのほか各種所得がない場合	均等割8.5軽減を受ける世帯の被保険者全員が年金収入80万以下で、そのほか各種所得がない場合※変更なし	9割

※均等割額の軽減判定時には、平成28年1月1日現在で、65歳以上の人の公的年金などに係る所得からは、さらに15万円を控除します。

後期高齢者医療制度では、次の保険料軽減措置が継続

●所得の低い人

▶**均等割額** 世帯の所得水準にあわせて、均等割保険料の5割軽減、2割軽減について拡充された上で、平成27年度と同様の軽減が継続（上の表のとおり）

▶**所得割額** 前年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの場合は、153万円以上211万円以下）の場合、所得割額が5割軽減

●社会保険などの被用者保険（いわゆるサラリーマンの健康保険）の被扶養者だった人

▶**均等割額** 9割軽減 ▶**所得割額** 負担なし

問合せ 保険年金課（☎983-2710）